

# **大野町小中学校規模適正化**

## **基本方針**

**令和 7 年 1 月**

**大野町**



## 目次

第1章	はじめに .....	1
1	策定の目的 .....	1
2	本基本方針の位置づけ .....	1
3	本基本方針の構成 .....	3
第2章	前提条件の整理 .....	4
1	これまでの学校変遷 .....	4
2	現在の学級数・児童生徒数と学校配置 .....	5
第3章	学校規模適正化の必要性 .....	6
1	児童生徒数の推移・将来推計 .....	6
2	小中学校施設の老朽化 .....	7
第4章	学校規模適正化の検討 .....	9
1	学校規模適正化に関する基本的な考え方 .....	9
2	パターン別シミュレーション .....	14
3	意見聴取 .....	16
4	検討結果のまとめ .....	20
第5章	学校規模適正化の方針 .....	22
1	基本的な方向性 .....	22
2	具体的な方策 .....	22
第6章	今後の進め方 .....	26
1	スケジュール .....	26
2	配慮事項 .....	27

# 第1章 はじめに

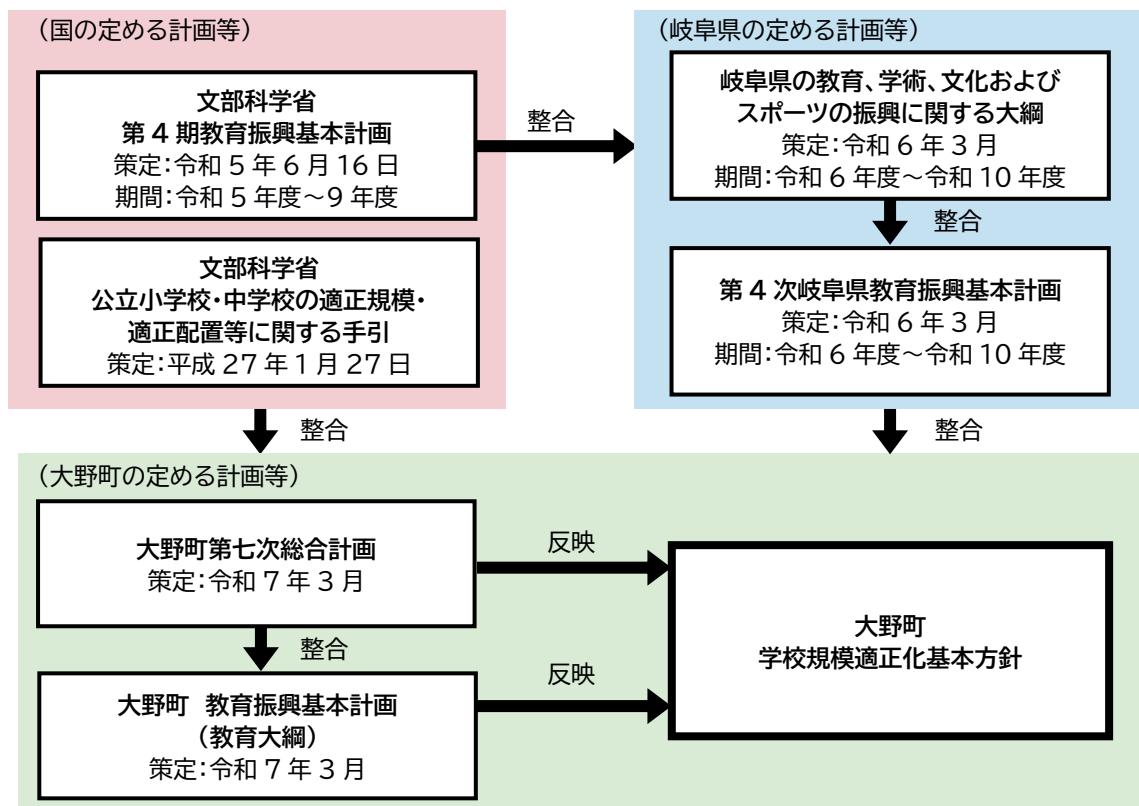
## 1 策定の目的

少子高齢化やグローバル化、技術革新など、昨今のこどもたちを取り巻く社会構造および教育環境は、大きく、そして急速に変化しています。このような時代の中、これからの学校教育には、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の充実による「主体的・対話的で深い学び」の実現、および「社会に開かれた教育課程」などの一層高度な教育実践が求められています。大野町においてもこのような変化は顕著であり、特に町内の児童生徒数の減少や小中学校施設の老朽化などの課題が深刻化しており、時代に即した教育の実現が困難となる懸念があります。

こうした状況を踏まえ、次代を担うこどもたちにとって将来にわたり持続可能で最適な教育環境の整備・充実を図り、教育の質の向上を目指すことができる学校のあり方を示すことを目的に、本基本方針を策定します。

## 2 本基本方針の位置づけ

本基本方針は、国や岐阜県が定める教育関連計画や施策との整合を図り、策定します。また、本基本方針の内容は、「大野町第七次総合計画」（令和7年3月策定）や「大野町教育振興基本計画（教育大綱）」（令和7年3月策定）を反映します。主な計画等との関連を以下に示します。



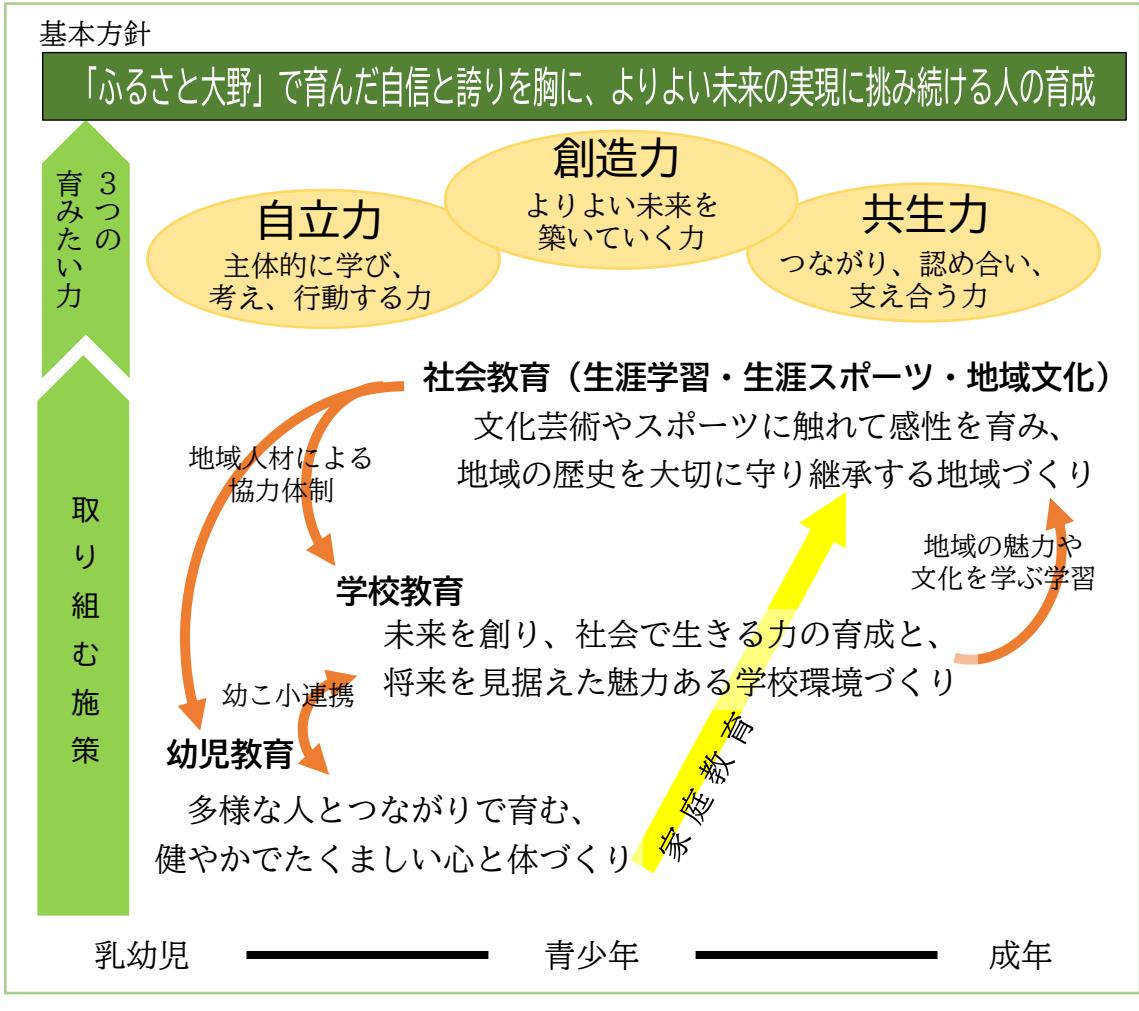
<基本方針>

「ふるさと大野」で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人の育成

<基本目標>

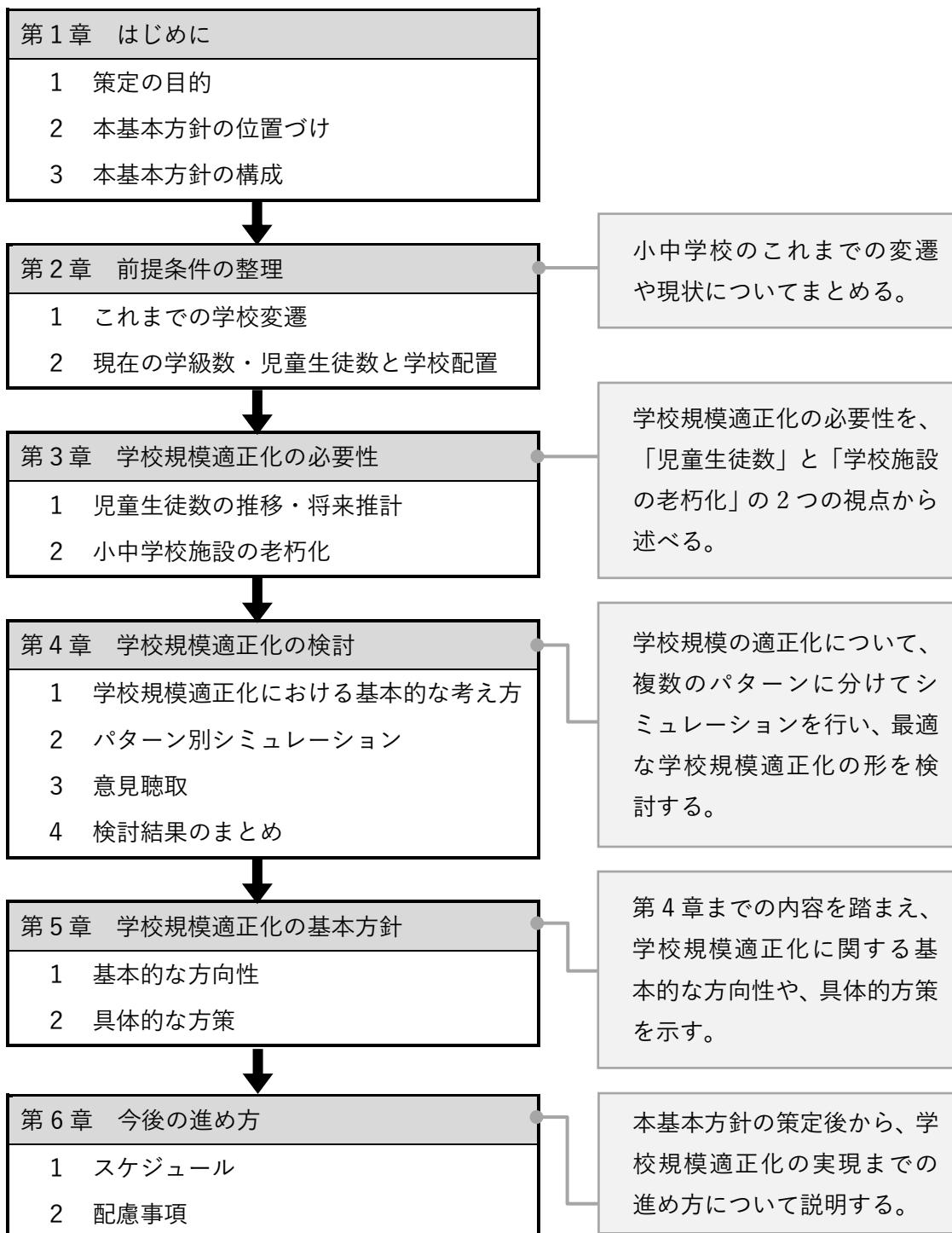
1. 多様な人とつながりで育む、健やかでたくましい心と体づくり
2. 未来を創り、社会で生きる力の育成と、将来を見据えた魅力ある学校環境づくり
3. 文化芸術やスポーツに触れて感性を育み、地域の歴史を大切に守り継承する地域づくり

<大野町の教育構想図>



### 3 本基本方針の構成

本基本方針は、6つの章から構成されています。第1章～第3章では、本基本方針の目的や、策定にあたっての前提条件の整理、学校規模適正化の必要性についてまとめ、第4章では「大野町小中学校のあり方外部検討委員会」にて町と共に行った学校規模適正化の検討について示し、第5章・第6章にて、基本的な方針と具体的な方策、その後の進め方等について述べます。



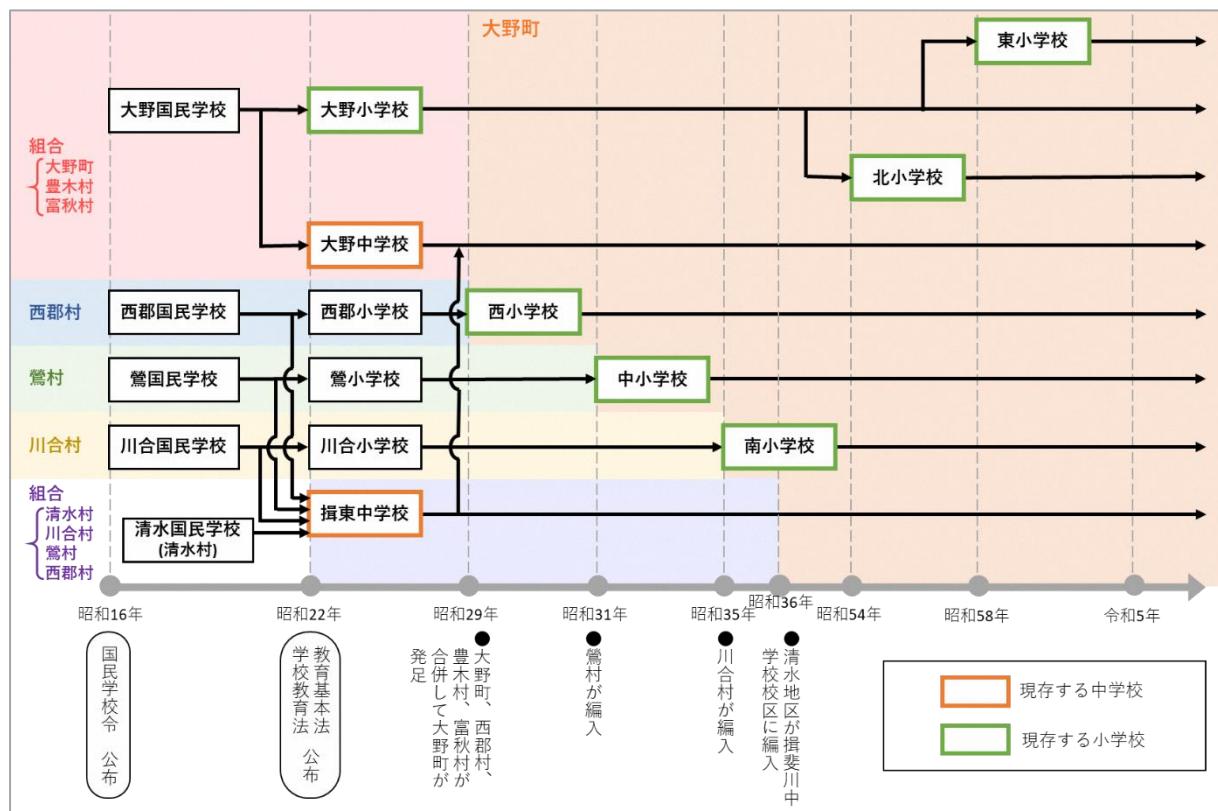
## 第2章 前提条件の整理

### 1 これまでの学校変遷

現在、大野町立小学校は、「大野小学校」「北小学校」「西小学校」「中小学校」「南小学校」「東小学校」の6校、大野町立中学校は「大野中学校」「揖東中学校」の2校です。

昭和16年に国民学校令が公布された当時、大野町・豊木村による組合、西郡村、鶯村、川合村、清水村の5つの地域にそれぞれ1つずつ計5つの国民学校が配置されました。その後、昭和22年に教育基本法、学校教育法が公布されたことにより、各国民学校が小学校に変わり、現在の2つの中学校が設立されました。その後、町村の合併に伴い、「西小学校」「中小学校」「南小学校」ができ、さらに大野小学校から「北小学校」「東小学校」が分校し、昭和58年に現在の形となりました。

各小中学校が現在の形態となってから最も多い児童生徒数は、大野小学校では756名（昭和58年）、東小学校では513名（昭和58年）、大野中学校では1,053名（昭和61年）です。その他の小中学校においても、現在の児童生徒数を超える児童生徒が在籍していました。



大野町学校変遷

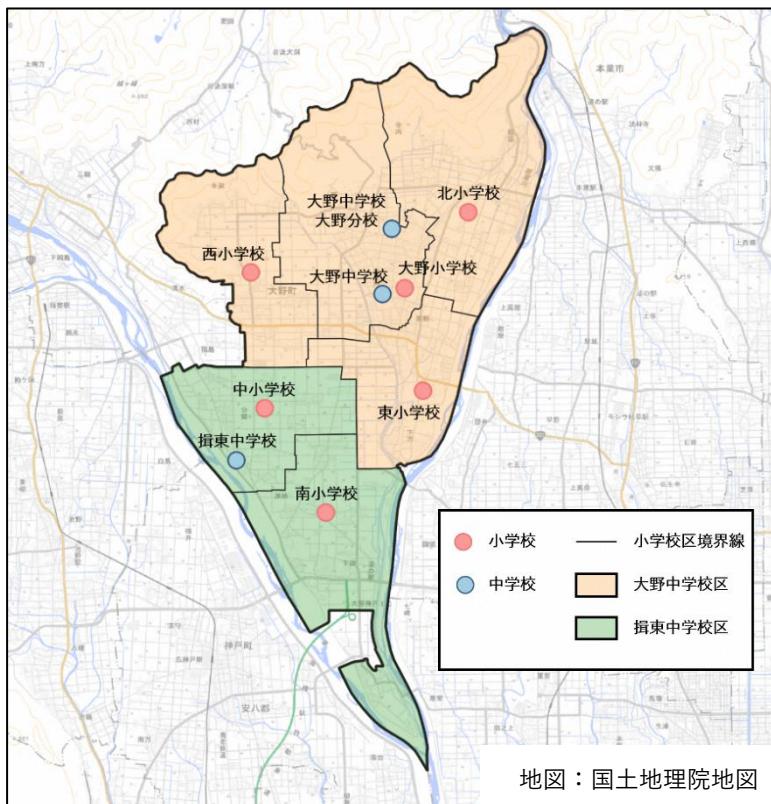
## 2 現在の学級数・児童生徒数と学校配置

現在の大野町立小学校 6 校、大野町立中学校 2 校の児童生徒数、学級数は表の通りです。大野小学校は 1 年生と 3 年生が 1 学級ずつ、それ以外の学年が 2 学級ずつの合計 10 学級であり、その他の小学校ではほとんどの学年が 1 学級ずつです。中学校においては、大野中学校は生徒数 460 人であり、1 年生と 2 年生が 5 学級、3 年生が 4 学級であるのに対し、揖東中学校は生徒数 145 人の各学年 2 学級ずつです。

また、各学校の現在の配置と校区を下図に示しました。

大野町立小中学校の児童生徒数・学級数（令和 7 年 5 月 1 日時点）

	児童 生徒数 (人)	学級数						
		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
大野小	279	1	2	1	2	2	2	10
北小	120	1	1	1	1	1	1	6
西小	119	1	1	1	1	1	1	6
東小	213	1	1	2	1	2	1	8
中小	156	1	1	1	2	1	1	7
南小	133	1	1	1	1	1	1	6
大野中	460	5	5	4	—	—	—	14
揖東中	145	2	2	2	—	—	—	6



大野町の学校配置と校区

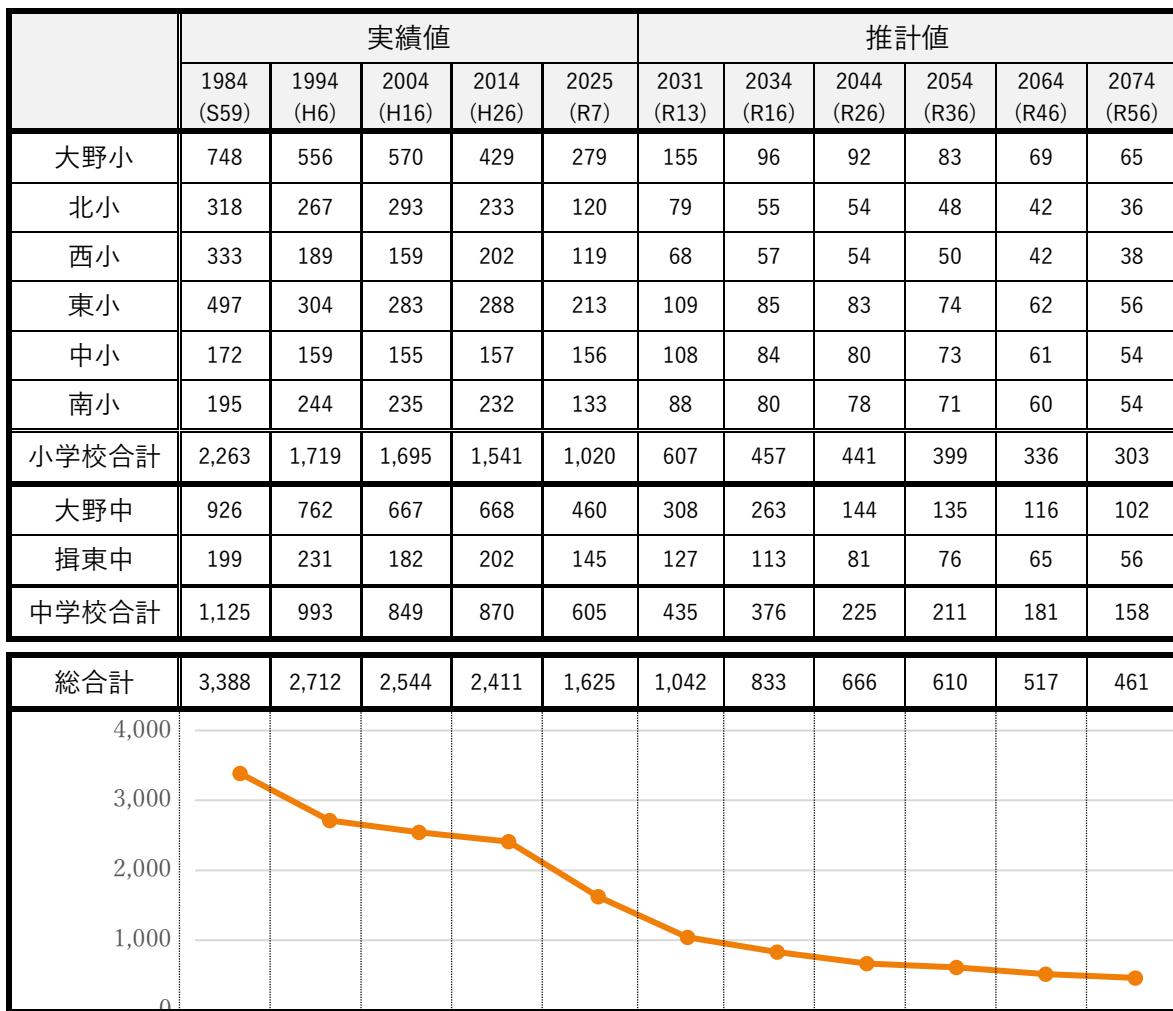
## 第3章 学校規模適正化の必要性

### 1 児童生徒数の推移・将来推計

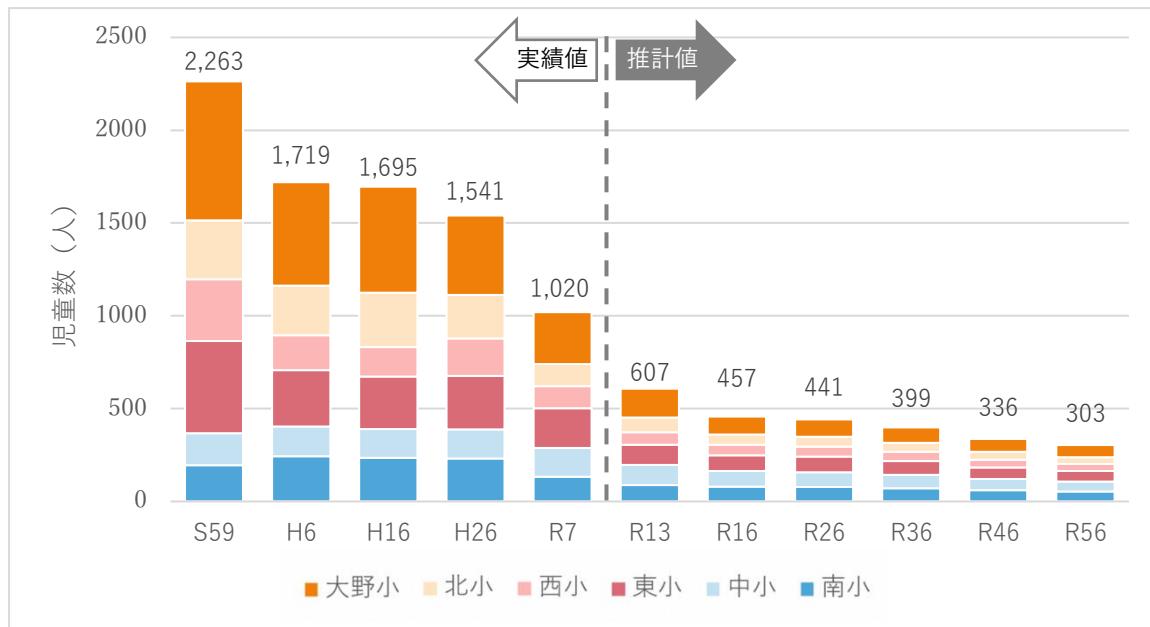
全国的な少子化に伴い、大野町においても今後少子化による児童生徒数の減少が予想されます。大野町の小中学校の児童生徒数の推移と将来推計によると、令和7年度の児童生徒数は、平成26年度と比較して7割以下にまで減少しています。第七次総合計画の期間が終了する令和16年度においては、児童数457人、生徒数376人と推計され、令和6年から50年後の令和56年度には、児童数303人、生徒数158人となる見込みです。

このように、大野町の児童生徒数は今後も著しく減少することが見込まれています。これに起因する児童生徒の社会性醸成や学びの環境への影響を鑑み、今後の児童生徒数を見据えた学校のあり方、そしてこどもたちにとってより良い教育環境の確保のため、小中学校の規模適正化が必要であると言えます。

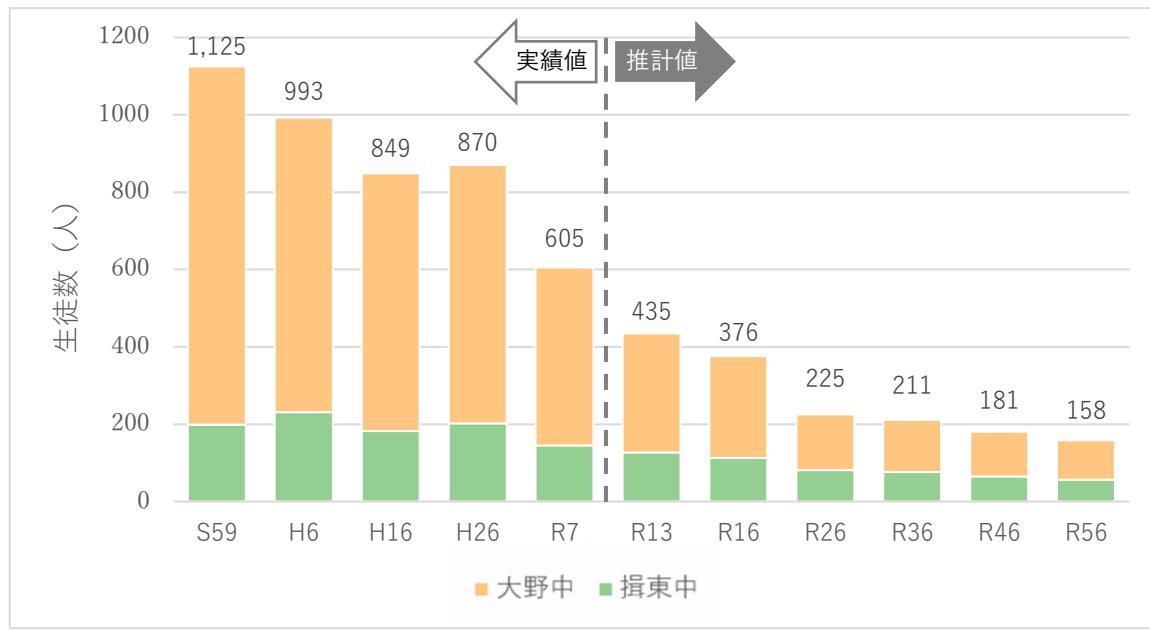
大野町小中学校 児童生徒数の推移と将来推計（1984(S59)～2074(R56)）



※将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「出生中位推計（令和6年推計）」を参考に独自推計



児童数の推移と推計（S59～R56）



生徒数の推移と推計（S59～R56）

## 2 小中学校施設の老朽化

現在の大野町の小中学校施設では、大野小学校の北校舎が最も古く、令和7年度時点で築62年を迎えます。特別教室棟等を除いた校舎本体のみを見たとき、最も新しい南小学校においても、築39年です。

老朽化した学校施設では大規模修繕などが必要となるため、莫大な維持管理費がかかります。

小中学校施設の状況

学校名	建物名	建築年数	築年数 (R7 年度時点)
大野小学校	北校舎	昭和 38 年 (1963 年)	62 年
	南校舎	昭和 46 年 (1971 年)	54 年
	体育館	昭和 63 年 (1988 年)	37 年
	プール	平成元年 (1989 年)	36 年
北小学校	校舎	昭和 53 年 (1978 年)	47 年
	体育館	昭和 54 年 (1979 年)	46 年
	プール	昭和 54 年 (1979 年)	46 年
西小学校	西校舎	昭和 47 年 (1972 年)	53 年
	東校舎	昭和 54 年 (1979 年)	46 年
	体育館	平成 3 年 (1991 年)	34 年
	プール	平成 4 年 (1992 年)	33 年
東小学校	校舎	昭和 57 年 (1982 年)	43 年
	体育館	昭和 58 年 (1983 年)	42 年
	プール	昭和 58 年 (1983 年)	42 年
中小学校	北校舎	平成 2 年 (1990 年)	35 年
	南校舎	昭和 48 年 (1973 年)	52 年
	体育館	平成 2 年 (1990 年)	35 年
	プール	平成 3 年 (1991 年)	34 年
南小学校	校舎	昭和 61 年 (1986 年)	39 年
	体育館	昭和 62 年 (1987 年)	38 年
	プール	昭和 62 年 (1987 年)	38 年
大野中学校	北校舎	昭和 56 年 (1981 年)	44 年
	南校舎	昭和 56 年 (1981 年)	44 年
	体育館	昭和 60 年 (1985 年)	40 年
	プール	昭和 60 年 (1985 年)	40 年
揖東中学校	北校舎	昭和 58 年 (1983 年)	42 年
	南校舎	昭和 45 年 (1970 年)	55 年
	体育館	昭和 49 年 (1974 年)	51 年
	プール	昭和 53 年 (1978 年)	47 年

# 第4章 学校規模適正化の検討

## 1 学校規模適正化に関する基本的な考え方

### 1.1 実現すべき学校教育

#### (1) こどもたちに身に付けさせる力

大野町の将来を展望し、次代を担うこどもたちが身に付ける必要がある力として、以下の3つを示します。

- 集団の中で切磋琢磨し、仲間と共に学ぶ力
- ウェルビーイング<sup>※1</sup>を創造し、自らの可能性を高める力
- 地域と共に育つ力

##### ①集団の中で切磋琢磨し、仲間と共に学ぶ力

- ・ 互いに切磋琢磨し、主体的・対話的で深い学びにより確かな学力を身に付ける。
- ・ 多様な考えに触れ、それを理解し、認め合い、協力し合うことで良好な人間関係を築き、未来を生き抜くための規範性や社会性を身に付ける。

##### ②ウェルビーイングを創造し、自らの可能性を高める力

- ・ 自己肯定感や自己有用感の中で自らの幸せや生きがいを育み、それを協働性や利他性、社会貢献などに還元していく。
- ・ 支援を必要とするこどもや不登校のこども等が包摂される中で自らの幸せや生きがいを見つけ、共生社会を実現していく。

##### ③地域と共に育つ力

- ・ ふるさとの自然や文化等への関心を持ち、地域社会人として地域とつながっていく。
- ・ 海外と地域を学ぶことでグローカル<sup>※2</sup>な視点を養い、国際化社会の中で生き抜く国際感覚を身に付ける。

※1 ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含みます。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念です。

※2 グローカルとは、「グローバル（Global）」と「ローカル（Local）」の2つの単語を合わせた造語であり、「世界規模の広い視野を持ちつつ、地域に根差した考え方や行動をする」ということを意味します。

## （2）学校が果たす役割

前項で述べた力を子どもたちに身に付けさせるために、学校再編（統廃合）によって学校が取り組む役割を以下に示します。

### ①教育面

- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実による主体的・対話的で深い学びの実現による学力向上の推進
- ・価値観の多様性を理解し、偏見や差別の解消に立ち向かうための認識力、自己啓発力・行動力を育む教育の推進
- ・社会の一員として、よりよい生活や望ましい人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育む教育の推進
- ・一人一人の多様な教育的ニーズに応じ、インクルーシブな教育<sup>※3</sup>を展開する中で、児童生徒が自立し、社会参加するための基盤となる力を育む教育の推進
- ・ふるさとの自然・文化・歴史・産業等や環境保全への関心を高め、地域社会人として主体的に行動する態度を育む教育の推進
- ・日本や地域への理解を基盤として外国の言語や文化を学び、国際感覚やコミュニケーション能力を育む教育の推進

### ②学習環境面

- ・児童生徒が、多様な考えに触れ、切磋琢磨することができる児童生徒集団の確保
- ・経験年数、専門性、男女比率等、バランスのとれた教職員集団の配置
- ・少人数学級や特別支援学級、不登校児童生徒や外国人児童生徒など、多様な教育ニーズに対応した学習環境の整備
- ・ICT の活用等による児童生徒の学びを止めない学習環境の整備
- ・地域資源や ICT の活用による地域や世界に開かれた学習環境の整備
- ・児童生徒の関心が全ての地域に等しく寄せられる学習環境の整備
- ・児童生徒が安全かつストレスを感じずに学校に通学できる環境の整備

---

<sup>※3</sup> インクルーシブは「包括的な」という意味であり、インクルーシブな教育とは、障がいの有無や、国籍や人種、宗教などにかかわらず、すべての子どもが同じ場で学び合えることを目指した教育を指します。

## 1.2 規模適正化の検討における視点

### (1) 学校規模

学級数や 1 学級の人数の目安には、以下のような考え方があります。

#### 一定の学校規模の考え方

(学校教育法施行規則 第 41 条(第 79 条により中学校にも準用)より)

○小学校 (および中学校) の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。

ただし、地域の実態その他による特別の事情がある時には、その限りではない。

(文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」より)

- 小学校
  - ・複式学級を解消するためには、1 学年 1 学級以上 (全 6 学級以上)
    - ・全学年でクラス替えを可能にしたり、学習活動の特性に応じて学級を超えた集団を編成したりするためには、1 学年 2 学級以上 (全 12 学級以上)
- 中学校
  - ・全学年でクラス替えを可能にしたり、学習活動の特性に応じて学級を超えた集団を編成したりするためには、1 学年 2 学級以上 (全 6 学級以上)
    - ・全ての教科で専門の教員が動員するためには、少なくとも 9 学級以上

#### 学級の人数

(「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」より)

- 小学校
  - ・同学年児童で編制する学級：35 人若しくは 40 人 (学年による)
  - ・2 つの学年で編制する学級：16 人 (第 1 学年の児童を含む場合は 8 人)
- 中学校
  - ・同学年生徒で編制する学級：40 人
  - ・2 つの学年で編制する学級：8 人

(岐阜県の基準より)

- 小学校
  - ・同学年の児童で編制する学級：35 人
  - ・2 つの学年で編制する学級：15 人 (第 1 学年の児童を含む場合は 8 人)
- 中学校
  - ・同学年の生徒で編制する学級：35 人
  - ・2 つの学年で編制する学級：編制しない

シミュレーションでは…

- こどもたちに対してよりよい教育環境を提供するために確保すべき一定の学校規模を、「1 学年あたり 2 学級以上 (クラス替えが可能な規模)」と捉えます。
- 学級数等は、現行の考え方と同様に岐阜県が定めるものを基準にします。

## (2)学校の築年数

学校の築年数に関しては、以下のような考え方を参考に、検討を行いました。

### ○耐用年数

- 耐用年数には法定耐用年数（固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数）と物理的耐用年数（建物躯体や構成材が物理的・化学的に劣化し、要求される限界性能を下回る年数）がある。
- 一般に「法定耐用年数」<「物理的耐用年数」である。

### ○法定耐用年数

- RC 造の学校施設の場合、耐用年数は 60 年、又は 47 年である。
- 木造の学校施設の場合、耐用年数は 24 年、又は 22 年である。

### ○建築物の寿命（物理的耐用年数）

- RC 造の建築物の平均寿命は 60 年~100 年と言われている。
- 国土交通省は「官庁施設の基本的性能基準（令和 6 年改定）」において「第 5 章 5-1 耐用性に関する性能」として「官庁施設の使用期間については、原則として、65 から 100 年程度を目安として長期的に使用することを目標とする。」としている。ただし附則にて、「平成 25 年 4 月 1 日から適用」としており新設建築物の基準である。
- 既存施設においては、国土交通省ホームページの「長寿命化・老朽化対策」において、「平均使用年数を現状の約 40 年から 65 年程度へ延ばすことを目指す」としている。
- 学校施設を想定した場合、築 40 年と築 60 年のタイミングで大規模修繕を要するものとする。

補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表

補助金等の 名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間（年）	
	施設設備等名	財産名	構造規格等	①	②
公立学校施設整備費補助金等	公立文教施設	校舎 屋内運動場 寄宿舎 教員宿舎	鉄筋コンクリート造	60	47
			レンガ造、ブロック造、石造	45	38
			鉄骨造	40	34
			木造	24	22
				30	30
		水泳プール 冷暖房設備	冷凍機の出力が22kw以下のもの	13	13
			その他のもの	15	15
				15	15
		ボイラー設備		17	17
		エレベータ			

① 昭和60年3月5日文部省告示第28号に基づく、平成12年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用する。

② 平成14年度3月25日文部科学省告示第53号に基づく、平成13年度以降の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

出典：文部科学省「学校施設の現状について」

シミュレーションでは…

- 物理的耐用年数を参考に、使用終了までの年数を 70 年とします。
- 使用終了まで、築 40 年と築 60 年のタイミングで大規模修繕を行うものと考え、コストを計算します。

### （3）通学条件

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」より、通学条件は通学距離によって捉えることが一般的です。通学距離の目安や、その他の考え方には次のようなものがあります。

#### ○通学距離（徒歩や自転車の場合）

- ・小学校 おおむね 4 km以内
- ・中学校 おおむね 6 km以内

※公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定められている。

#### ○通学時間

- ・「おおむね 1 時間以内」を一応の目安としたうえで、各市町村の実情や児童生徒の実態に応じて判断を行うことが適切。

#### ○スクールバスの活用

- ・公立小・中学校の施設費の学校統合事例として、スクールバス等を活用することにより、小学校で 4 km、中学校で 6 km の通学距離を上回るものもある。

シミュレーションでは…

- 「小学校 おおむね 4 km以内」「中学校 おおむね 6 km以内」を目安とします。

### （4）学校と地域の関係性

本地域では、地域の方々が積極的に学校の教育、こどもたちの健やかな育ちに貢献しており、学校と地域の関係性が非常に深いです。学校再編（統廃合）により、地域に学校がなくなる場合、地域交流施設を核に地域のコミュニティを持続していく施策の検討を進める必要があります。

- 学校と地域の関係性は、シミュレーション時には考慮しませんが、その後の検討の際には視点のひとつとして踏まえます。

## 2 パターン別シミュレーション

### 2.1 パターンの設定

前項で示した「学校規模適正化に関する基本的な考え方」を前提に、学校再編（統廃合）について 4 つのパターンに分けてシミュレーションを行いました。パターン分けに際しては、望ましい一定の学校規模を、「1 学年あたり 2 学級以上（クラス替えが可能な規模）」とし、以下のことを踏まえました。

- ・ 令和 6 年度時点で大野小学校と東小学校以外の 4 つの学校では、1 学年あたり 1 学級であり、望ましい学校規模を維持するためには統合が必要である。
- ・ 学校区が隣接しない小学校同士の統合は、通学の観点などから現実的ではないため考えない。
- ・ 少人数の学校から順次統合し、小学校を 3~5 校の範囲で段階的に再編した場合においても、令和 13 年度（再編計画年次）時点で望ましい学校規模を満たすことが困難であるため、考えない。
- ・ 中学校においては、揖東中学校は現状 1 学年 2 学級であるが、令和 16 年度には 1 学年 1 学級となる推計である。そのため、望ましい学校規模を維持するためには、大野中学校との統合が必須となる。

#### 【4 つのパターン】

案 1-①	小学校 1 校、中学校 1 校 小中一貫校または義務教育学校として統合
案 1-②	小学校 1 校、中学校 1 校 小学校、中学校をそれぞれ 1 校ずつに統合
案 2-①	小学校 2 校、中学校 1 校 現在の中学校区をもとに小学校を統合 (小学校は大野・北・西・東と、中・南をそれぞれ統合)
案 2-②	小学校 2 校、中学校 1 校 学校変遷をもとに小学校を統合 (小学校は大野・北・東と、西・中・南をそれぞれ統合)

## 2.2 シミュレーション結果

4つのパターン別に、令和6年度から50年後の令和56年度までをシミュレーションし、「学校規模」「施設コスト」「通学距離」の3項目で評価・比較行いました。シミュレーションの方法および結果は、次の通りです。

### 【シミュレーション方法】

#### ○学校規模の推計

- ・国立社会保障・人口問題研究所「出生中位推計（令和5年推計）」を参考に、児童生徒数を独自推計。
- ・児童生徒数を基に、学級数、1学年あたりの人数を算出（1学級あたり人数は、岐阜県の基準を採用）。
- ・特別支援学級の児童生徒割合は、10%で推計。

#### ○施設コスト

- ・「令和5年版 建築物のライフサイクルコスト（国土交通省 官庁営繕部監修、（一財）建築保全センター発行）」を用いて、各施設におけるコストを算出。
- ・校舎、体育館はRC構造（一部鉄骨造）、木造などが想定されるが、RC造にて評価。
- ・物理的耐用年数を参考にし、使用終了までの年数を70年とする。
- ・小中一貫校または義務教育学校における施設コストは、小学校および中学校施設の面積をそれぞれ計算し合計したものにより算出。

#### ○通学距離

- ・対象となる校区の重心に各学校を配置することを想定する。
- ・経路長4km（小学校の場合）、6km（中学校の場合）を計測し、校区内におけるカバー率を算出

### 【シミュレーション結果】

	現在のまま	案1-①②	案2-①	案2-②
学校規模	<ul style="list-style-type: none"><li>・R13時点で全小学校が1学年あたり1学級</li><li>・R13時点で複式学級の可能性がある</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・30年後(R36)まで小・中学校で1学年あたり3学級以上、その後、50年後においても2学級維持</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・R13時点で、1つの小学校が1学年あたり1学級</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・30年後(R36)には、1つの小学校が1学年あたり1学級。それまでは2学級、中学校3学級以上を確保</li></ul>
施設コスト	<ul style="list-style-type: none"><li>・建設費がなく当初は優位だが、修繕費が蓄積し約20年で逆転</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・案1-①②が優位であるが、長期でみると4つの案で同程度</li></ul>		
通学距離	<ul style="list-style-type: none"><li>・いずれの案よりも優位</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・大部分は通学距離圏内だが、一部圏外</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・「現在のまま」には劣るが、案1、案2-②より優位</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・大部分は通学距離圏内だが、一部圏外</li></ul>

### 3 意見聴取

#### 3.1 概要

パターン別シミュレーションの結果を踏まえ、町民やその他関係者を対象とした意見聴取を実施しました。

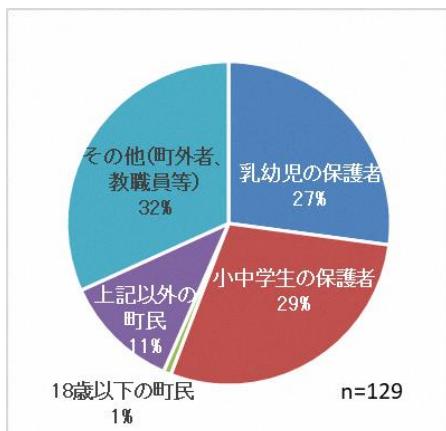
目的	学校規模適正化基本方針の策定に向け、町民から広く意見を聴取するため
実施方法	検討内容の説明動画をオンデマンドで配信し、オンラインで意見聴取を実施した。回答フォームは、動画の配信画面をはじめ、町HP、「広報おおの」等の各種媒体に掲載し、回答を呼びかけた。
動画視聴回数	1,064回視聴
実施期間	令和6年12月20日(金)～令和7年1月31日(金)
対象者	町民、その他関係者
回答数	129件

#### <設問>

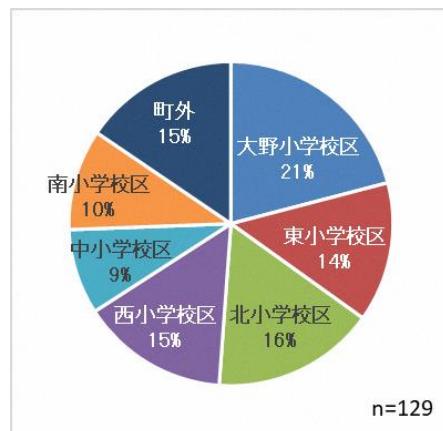
1. あなたに該当する項目を選択してください。（必須）[選択・単回答]
  - ① 乳幼児の保護者
  - ② 小中学生の保護者
  - ③ 18歳以下の町民
  - ④ ①から③以外の町民
  - ⑤ その他（町外者、教職員等）
2. お住まいの校区（地域）を選択してください。（必須）[選択・単回答]
  - ① 大野小学校区
  - ② 東小学校区
  - ③ 北小学校区
  - ④ 西小学校区
  - ⑤ 中小学校区
  - ⑥ 南小学校区
  - ⑦ 町外
3. 大野町小中学校のあり方外部検討委員会の答申の内容をご存じですか。（必須）[選択・単回答]
  - ① 内容を知っている。
  - ② 内容は知らない。
4. あなたのご意見をお聞かせください。[記述回答]

## 3.2 結果

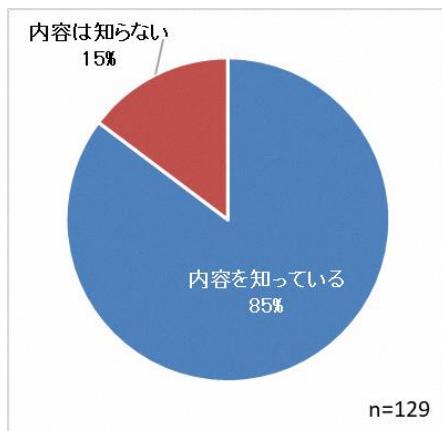
### ■回答者属性



### ■居住校区(地域)



### ■前年度の答申の内容について



### ■良いと考える案

	回答数		回答割合		n=129
	案1	案2	割合	割合	
①	62	19	48%	39%	
	26	8	20%	15%	
②	23	2	18%	6%	
	8				
現状維持		2	2%		
その他		5	4%		
言及なし	42		33%		
合計	134	152			

※複数回答あり

- ◆ 「案1-①」を良いと考える回答者が最も多く、次いで「案1-②」、「案2-①」が支持されています。
- ◆ 「その他」に分類した中には、段階的に統合するといったものや、こども園と連携するなどの意見が見られました。

## ■良いと考える案の理由



### <「案1」を良いと考える理由>

- ◆ 「人口減少」の観点から、1校への統合が妥当であるといった意見が多く見られました。
- ◆ 「学校・学級規模」に関しては、柔軟な教育体制やこどもたちの学習面から、一定の学級規模が求められています。また、こどもたちの人間関係の観点から、クラス替えが可能な学校規模が必要であるとの意見が多く挙がりました。
- ◆ 「その他」では、教員による対応や教員の働き方、保護者の負担等の観点からの意見が見られました。

### <「案2」を良いと考える理由>

- ◆ 案1と同様に、「人口減少」の観点から統合を求める意見が挙がりました。
- ◆ 「学校数」については、いじめやトラブルがあった場合や中学校進学時に、人間関係を変えられるよう、小学校は2校が良いとの意見が見られました。
- ◆ 西小学校に関して、「通学距離」の観点から案2-①が望ましいとの意見が見られました。
- ◆ 「その他」では、防災や教員の対応、中学生から小学生への悪影響、地域交流の観点からも意見が挙がりました。

<「現状維持」・「その他」を良いと考える理由>

- ◆ 現在のこどもの通学面や精神面への負担を考慮し、現状維持が良いとの意見が見られました。
- ◆ 統合のメリットを踏まえた上で、小規模学級が教育面で良いという点や、環境の変化により登校しぶりや不登校が増加することへの懸念などから、段階的に統合する方が良いとの意見が挙がりました。

■課題や検討事項

<学校・学級規模について：8件>

- ◆ 良いと考える案について言及のない回答者においても、クラス替えが可能な学校規模を求める声や、多すぎず少なすぎない学級規模を求める声が挙がりました。

<通学距離・方法について：44件>

- ◆ 良いと考える案に関わらず、通学距離・時間が長くなることを懸念する意見が多く挙がりました。
- ◆ スクールバスを求める声が多く、その他児童生徒の通学における安全性を確保する施策が求められています。

<教員による対応について：4件>

- ◆ 「案1-①」を良いと考える案として回答した人の中からは、教員の対応に不安を感じる声が見されました。

<不登校・特別支援学級等への対応について：4件>

- ◆ 不登校の児童生徒への対応や、特別支援学級の扱いについて検討することが求められています。

<教育内容・方針について：7件>

- ◆ 教育内容や方針に関する思いなどの意見が寄せられました。また、教育内容や方針を重視した学校再編（統廃合）や大野町独自の教育方針の確立などが期待されています。

<子育て支援について：9件>

- ◆ 学校再編（統廃合）の検討に伴い、子育て支援等の施策を求める意見が挙がりました。

<その他>

- ◆ 上記の他、現在の児童生徒への配慮や、保護者や教員の負担に対する懸念、廃校舎の活用、施設整備、学校再編（統廃合）のスケジュールなどに関する意見が寄せられました。

## 4 検討結果のまとめ

### 4.1 考察

シミュレーション結果より、こどもたちにより良い教育環境を提供するため、一定の学校規模を確保することを優先すると、小学校1校・中学校1校（案1-①、②）が最も長期に渡って教育環境が安定すると言えます。案1-②は、将来的には1学年2クラス・中学校のみで6クラスとなる時期が訪れるため、教科担任制<sup>※4</sup>など教師の専門性を活かすバランスのとれた教職員集団を確保することを考慮すると、小中一貫校や義務教育学校（案1-①）が優位となります。さらに案1-①、②は、長期的に見ると施設コストでも優位です。一方で、通学距離は案2-①が優位です。

意見聴取の結果を見ても、案1-①、②を支持する意見が最も多いことが分かります。特に、柔軟な教育体制やこどもたちの学習面から一定の学級規模が求められており、クラス替えが可能なことも重要視されています。一方で、支持する案に関わらず、通学距離・方法、教育内容・方針については、多くの関心が寄せられました。「実現すべき学校教育のために、どのような教育環境を確保すべきか」を最優先に、学校再編（統廃合）の具体的方策を検討する必要があります。

---

<sup>※4</sup> 教科担任制とは、教科ごとに専門の教員が授業を行う制度です。中学校では教科担任制が基本であり、小学校ではこれまで、1人の先生が自分の担任するクラスについて、ほぼすべての教科を教える「学級担任制」が基本でしたが、2022年度からは全国の小学校高学年で教科担任制が導入されています。また、2025年度からは教科担任制の対象が小学3年生および4年生に拡大される方針が示されています。

## 4.2 「大野町小中学校のあり方外部検討委員会」による提言

令和6年11月に設置した「大野町小中学校のあり方外部検討委員会」では、パターン別シミュレーションおよび意見聴取の結果を踏まえ議論が為され、令和7年3月31日に委員会から町長に提出された答申には以下のような提言が示されました。

提言Ⅰ	望ましい学校教育を将来にわたって実現するためには、小学校1校、中学校1校に学校再編（統廃合）することが最適である。
提言Ⅱ	将来的に小中一貫校または義務教育学校として設置することが望ましい。具体的な教育形態や施設規模については、大野町の将来の動向を見据え、段階的な移行や柔軟な施設活用を考慮して検討する必要がある。
提言Ⅲ	学校再編（統廃合）に伴い、これまで築き上げた地域と学校の関係性を維持するとともに、より発展させるため、新しい関係性づくりや大野町独自の教育を進めるべきである。
提言Ⅳ	学校再編（統廃合）による通学手段については、スクールバスを導入し、こどもたちの安全確保に資する通学手段について検討するべきである。また、その通学手段については適切な時期に周知することが必要である。

# 第5章 学校規模適正化の方針

## 1 基本的な方向性

前章における検討および外部検討委員会による提言を踏まえ、以下を基本的な方向性として掲げます。

小学校1校、中学校1校に再編し、小中一貫教育を行う。

小中学校の再編を進めることによって、以下のような効果が期待できます。

- 1つの学校において、ある程度の児童生徒数を確保できることから、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることがより可能となる。
- 児童生徒数の増加と同時に、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員の配置が可能になることから、質の高い教育の提供が可能となる。
- 再編を契機に、これまでの学校ではできなかった多様な学びの場の環境を新たに整備することで、児童生徒に今まで以上のより良い環境の中で「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実による「主体的・対話的で深い学び」を実現できる教育環境を提供することが可能となる。

## 2 具体的な方策

### 2.1 小中一貫教育(義務教育学校)の導入

小学校1校、中学校1校への学校再編にあわせ、小中一貫教育を導入します。小中一貫教育とは、小学校と中学校を連続した1つの期間と捉え、9年間を通して一貫した教育を行うものです。小・中学校段階の教員が共通の「目指す子ども像」を持ち、9年間という長いスパンで教育課程を編成し、系統的な教育を目指すことが特徴です。小中一貫教育では、新教科等の創設や、学年段階・学校段階での指導内容の入れ替え、柔軟な学年区切りを設定することなどが可能です。また、教員の連携・兼任により、相互乗り入れ指導や教科担任制の柔軟な導入などもできます。これらの仕組みにより、具体的に次のような効果が期待されます。

- 多様な教員がこどもたちに関わる体制の整備により、小学校段階から教科担任制が実現でき、こどもたちは専門性が高く充実した授業を受けることができる。
- 小学校から中学校への進学において新しい環境での学習や生活に不適応を起こす「中1ギャップ」の緩和、解消が見込める。
- 異学年交流により相互の発達・成長や、こどもたちの発達段階に応じた柔軟かつ効果的な指導が期待できる。

小中一貫教育の形態は、主に「義務教育学校」「小中一貫校」に分けることができます。どちらも9年間の系統性・体系性に配慮された教育課程の編成が可能な事には変わりありませんが、組織体制や学年の枠組みなどに違いがあります。本学校再編では、より教職員の配置・移動が柔軟であり、教育の自由度が高い「義務教育学校」を目指します。ただし、義務教育学校には、課題もあります。例えば、小学校・中学校で区切られた入学式や卒業式がなくなることで、新鮮さを感じにくくなることや、小学校の最上級生が中学年となるため、リーダー育成の機会が変わることなどが挙げられます。しかし、それ以上に「中1ギャップ」の緩和・解消は大きいものと考えられます。また、学年の区切りのタイミングで段階的にリーダー育成の機会を設けるなどの工夫も可能です。学校再編には、こどもたちの教育・生活環境の変化を伴いますが、それを上回る教育効果が期待できると考えます。

この他の具体的な施設形態、導入方法等については大野町の将来の動向を見据え検討します。

	義務教育学校	小中一貫校
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年間の教育目標の設定</li> <li>・9年間の系統性・体系性に配慮がされている教育課程の編成</li> </ul>	
修業年限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修業年数は9年</li> <li>・柔軟に学年段階を区切り設定することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修業年数は、小学校6年、中学校3年</li> <li>・「6・3」の大きな枠組みはあるが、教育課程としては9年であり区切りを柔軟に設定することは可能</li> </ul>
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1つの学校</li> <li>・校長1人、副校長1人</li> <li>・1つの教職員組織</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2つの学校</li> <li>・小学校と中学校でそれぞれ校長を配置</li> <li>・教職員の組織は、小学校と中学校で独立</li> </ul>
教科担任制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校段階から教科担任制が容易にでき、学力向上が期待</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の教員間の交流をすることで教科担任制は可能であるが、日課等運営の調整は必要</li> </ul>
情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常より情報を共有しやすく、継続的な指導が可能であり複数の教員で心身面のサポートができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の教員が連携して情報共有できるが体制の整備が必要</li> </ul>

中1ギャップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境が変化しないため、中1ギャップが緩和、解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校から中学校へ進学する場合、生活環境や人間環境の変化によりストレスを感じる児童生徒もいる</li> </ul>
異学年交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い年代の交流が可能</li> <li>・精神的な発達や社会性の育成の効果が期待</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校相互の異学年交流が可能であるが、教員の調整が必要</li> </ul>
教員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育目標や教育課程の調整が容易</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育目標や教育課程の調整が困難</li> </ul>

※「小中一貫校」には、設置者が同一である「併設型小中一貫校」と設置者が異なる「連携型小中一貫校」があります。なお、本基本方針で検討する小・中学校は、すべて大野町が設置者であるため、ここでは「連携型小中一貫校」は考えません。

※「小中一貫教育」とは、小学校・中学校にあたる9年間の義務教育を一貫して行う教育課程のことです。

※「義務教育学校」と「小中一貫校」の最も大きな違いは、組織・運用面にあります。

## 2.2 学校と地域の新しい関係性づくり

現在の大野町では各学校に学校運営協議会が設置され、保護者や地域の皆さんが学校運営に積極的に関わることで、地域と学校が良好な関係をつくっています。地域の方々の協力によって学校の環境整備や見守り活動、地域の歴史・文化・産業などを学ぶ授業の実施などが行われ、学校と地域が一体になった学校づくりを進めています。

一方で、地域には地域学校協働活動の本部が各地区ふれあいセンターに置かれ、地域社会の将来を担う人材を育てる生涯学習活動や、防災、地域の交流の場等、地域学校協働活動を進めており、多くの児童生徒が参加しています。大野町では、こどもたちの地域に対する意識が非常に高いことが特徴であり強みです。

学校再編後においても、これまで築き上げてきた地域と学校の関係性を維持するとともに、より発展させることに尽力します。これまで各地域単位で行ってきた取り組みを活かしつつ、「大野町全体がひとつとなってこどもたちを育てる」という意識の枠組みのもと、学校と地域の新しい関係性づくりや大野町独自の教育を進めます。

## 2.3 安全・安心な通学手段の検討

小学校1校・中学校1校に学校再編した場合、多くのこどもたちにとって、通学距離や通学時間が長くなります。特に長距離を徒步通学する際には、雨や雪といった悪天候時のことこどもたちの負担、夏場の脱水症状や熱中症等の恐れ、さらには交通事故や誘拐などの事件に巻き込まれる危険性について、保護者や地域から懸念の声が挙がっています。こうした懸念は、近年の気候変動の影響や交通・犯罪リスクの高まり、共働き家庭の増加による送迎の負担、部活動による帰宅時間の変化などといった社会的背景を踏まえると、十分に妥当なものと考えられます。

そのため、こどもたちが安全・安心に通学できる手段について検討を進めます。通学距離や通学時間が長くなる児童生徒に対しては、スクールバスの導入や路線バスの活用を検討します。なお、第4章で示した「規模適正化における視点」では、国の基準である「小学校おおむね4km以内」「中学校 おおむね6km以内」をもとに通学条件の目安を設定していますが、本町ではこの基準にとらわれず、独自の基準を保護者の皆様とともに設ける方針とします。加えて、安全面に配慮した通学路の選定や、地域の見守り隊との連携などを通じて、こどもたちが安心して通学できる環境づくりに努めます。

## 2.4 学校施設の配置

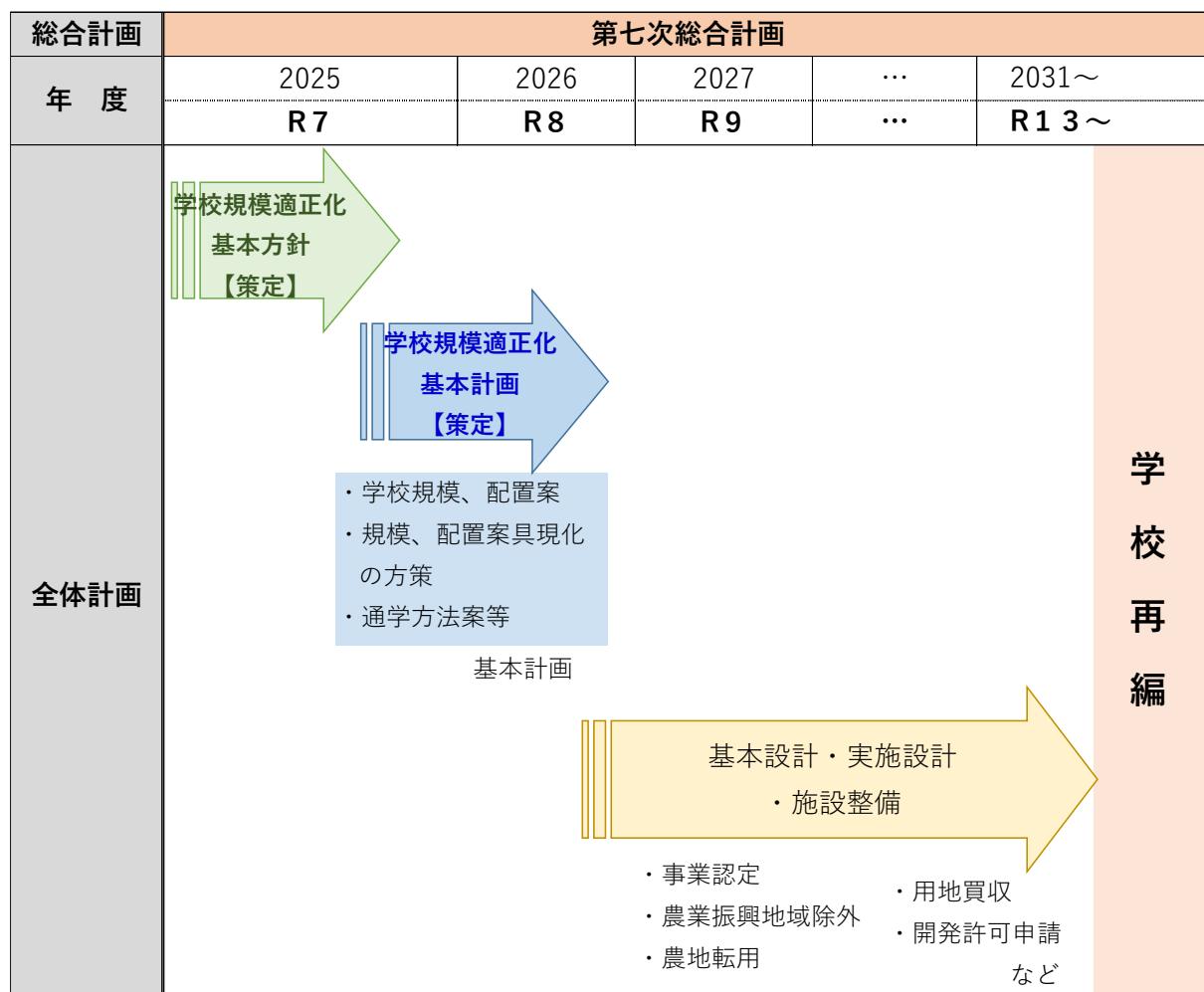
学校再編後における学校施設の配置にあたっては、町内各所からの通いやすさを重視し、そのうえで地域ごとの交通事情や道路の安全性、通学距離の偏り、費用などのコスト面といった点を総合的に検討しながら、適地を慎重に選定していきます。

## 第6章 今後の進め方

### 1 スケジュール

学校再編に向けて、本基本方針に基づき、より具体的な検討を進めます。

今後は、学校規模や配置案、通学方法などを盛り込んだ「学校規模適正化 基本計画」を策定する予定です。その後、より専門的な検討を行うため、「小中学校再編準備委員会・専門部会」を設置し、基本設計、実施設計、施設整備へと段階的に取り組んでいきます。これらの過程においては、必要に応じて「小中学校のあり方外部検討委員会」を再設置し、様々な視点からのご意見を頂きながら進めていきます。あわせて、地域の方々への情報共有やご意見の聴取・反映を行いながら、こどもたちの教育環境を最優先に考え、丁寧に取り組んでまいります。



※各検討段階での大野町議会・総合教育会議への報告、説明

## 2 配慮事項

### 2.1 こどもたちの教育・生活環境への配慮

学校規模適正化の目的は、こどもたちにとってより良い教育環境を提供することです。学校再編の過程では、通学や友人関係など学校生活の環境が大きく変わることで、こどもたちには環境への適応が求められる場面が生じると考えられます。そうした中でも、教育の質が下がったり、精神的な負担がかかったりしないよう、最大限の配慮を行います。また、万が一精神的な負担が生じた場合においても、適切な支援やケアが行えるよう、その体制づくりも併せて検討します。

### 2.2 保護者の方への配慮

学校再編にあたっては、こどもたちの教育・生活環境が大きく変化することに伴い、保護者の生活にも影響が及ぶことが予想されます。そのため、今後の具体的な検討から基本計画の策定、そして実施に至るまでの各段階において、十分な情報提供と丁寧な意見交換を重ね、保護者の負担軽減にも十分配慮しながら、慎重に進めていきます。特に、遠距離通学が想定される児童生徒に関しては、保護者の方々の声を丁寧に受け止めながら、学校再編に対する理解と納得を得られるよう努めています。

### 2.3 地域への配慮

学校はこれまで、地域コミュニティの核として機能してきた側面があります。学校再編を進める際には、地域から学校がなくなることへの不安や懸念に丁寧に寄り添うことが重要であると考えます。そのため、地域の方々の理解を得られるよう、十分な情報提供を行い、丁寧な周知と対話を重ねます。各地区ふれあいセンターを核とした地域での子育てを大切にし、「大野町全体がひとつとなってこどもたちを育てる」という意識を地域と共有しながら、学校と地域の新しい関係性づくりに努めます。

### 2.4 廃校後の学校跡地および施設の有効活用

既存の屋内運動場は地域の避難所および社会体育施設として引き続き活用します。

学校再編に伴い廃校となった学校の跡地（屋内運動場を除く。）や施設については、地域のニーズを把握して民間利用も含め有効活用を図ります。防災機能や地域交流の場など、これまで学校が地域の中で担っていた役割を各地区ふれあいセンターへ一部引き継ぐ形で検討します。

# 大野町小中学校のあり方の検討

## 大野町小中学校のあり方の検討

本町では令和3年度より「大野町立小中学校の将来を展望した望ましい学校教育環境のあり方」について検討を始めました。令和4年8月に「大野町小中学校のあり方外部検討委員会」を設置し、教育委員会教育長から委員長へ、その方向性について諮問をしました。そして、計7回の協議の結果、令和6年3月に「大野町小中学校の望ましい学校のあり方について【答申】」が提出されました。この答申の内容を受け、令和6年11月に再び「大野町小中学校のあり方外部検討委員会」が設置され、町長から委員長へ小中学校の適正規模、適正配置に関する基本的な方針およびその具体的な方策について、諮問をしました。同委員会では、オンデマンド配信という手法を用いて保護者や地域の方々の意見を聴取しながら協議が進められ、令和7年3月に答申が提出されました。

### 【外部検討委員会の参加者】

学識経験者、有識者、保護者代表、地域代表、学校代表、認定こども園代表

### 【外部検討委員会の開催実績等】

令和4年度～令和5年度

令和4年8月23日(水)	第1回 外部検討委員会 教育委員会教育長から委員長へ、諮問
令和5年2月24日(金)	第2回 外部検討委員会
令和5年6月29日(木)	第3回 外部検討委員会
令和5年10月6日(金)	第4回 外部検討委員会
令和5年11月1日(水)	第5回 外部検討委員会
令和6年2月9日(金)	第6回 外部検討委員会
令和6年3月21日(木)	第7回 外部検討委員会 委員長から教育委員会教育長へ、答申

令和6年度

令和6年11月13日(水)	第1回 外部検討委員会 大野町長から委員長へ、諮問
令和6年12月20日（金） ～令和7年1月31日（金）	オンデマンド配信による意見聴取
令和7年2月21日(金)	第2回 外部検討委員会
令和7年3月24日(月)	第3回 外部検討委員会
令和7年3月31日(月)	委員長から大野町長へ、答申